



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課(室)名
○長崎県組織規則の一部を改正する規則	新行政推進室

規 則

長崎県組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年10月12日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第25号の2

長崎県組織規則の一部を改正する規則

長崎県組織規則（昭和46年長崎県規則第23号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(職務代理) 第55条 地方自治法第152条第2項の規定による知事の職務を代理する職員は、 <u>統轄監又は総務部長の職にある者とし、その代理する順序は、統轄監、総務部長の順序とする。</u> 2 略	(職務代理) 第55条 地方自治法第152条第2項の規定による知事の職務を代理する職員は、 <u>総務部長の職にある者とする。</u> 2 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一
直通(八九五)二二四

印刷所
印刷人
長崎市弥生町八番三十号

株式会社
岩永泰明
岩永印刷所